

第 47 回滋賀県景観審議会の会議概要

掲載日:2005 年 5 月 13 日

自然環境保全課 景観・自然環境企画担当

日時:

平成 17 年(2005 年)3 月 30 日(水曜日) 午前 10 時 ~ 午前 11 時 30 分

場所:

大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県庁本館 4 A 会議室

出席委員:

10 名中 9 名出席

(出席) 宇戸委員、木村(敏)委員、木村(至)委員、澤委員、中野委員、濱崎委員、福山委員、村方委員、山本委員

(欠席) 宮城委員

議題

景観法の制定を受けての「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」のあり方について

事務局:

本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。ただいまから「第 47 回滋賀県景観審議会」を開催させていただきます。開会に当たりまして、琵琶湖環境部自然環境保全課長 角倉一郎 がご挨拶申し上げます。

課長:(あいさつ)

事務局:

それでは、議事に入ります前に、当審議会の成立について確認させていただきます。本日の審議会の定足数ですが、委員 10 名中 9 名の御出席をいただいております。ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例施行規則第 18 条第 3 項の規定により、本日の審議会が成立していることを御報告申し上げます。

本日の進行ですが、会議次第にありますように、「景観法を受けての『ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例』のあり方について」の答申案について御審議いただく予定です。

去る 3 月 8 日に都市計画審議会の専門委員会と景観審議会の専門部会とで構成された合同専門委員会において、答申案について御審議いただきました。今日は専門部会の部会長である中野委員より合同専門委員会での審議の御報告と答申案についての御説明をお願いし、改めてこの場で御審議いただければと思います。

なお、都市計画審議会については、1 月 28 日開催の第 141 回都市計画審議会において「景観法の活用方

策に関する基本的な考え方について」諮問が行われ、3月28日開催の第142回都市計画審議会において答申案に対する審議が行われ原案どおり了承されたところですが、景観審議会での審議が終了していないため、会長一任となっております。事務局としましては、本日当審議会で御審議いただき、できましたら合同で答申がいただけたらと考えております。

それでは、以後の議事進行につきましては、木村会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長：

それでは審議に入ります。それではまず、事務局より説明のありました都市計画審議会との合同委員会での内容について、中野部会長より報告をお願いします。

部会長：

それでは第46回滋賀県景観審議会において諮問されました景観法の制定を受けてのふるさと滋賀の風景を守り育てる条例のあり方について都市計画審議会と景観審議会専門部会との合同専門委員会で審議しました内容および答申案について説明いたします。

まず今回の諮問については、今まで滋賀県では「風景条例」に基づき県内全域の景観対策を進めてきたところですが、今般の「景観法」の制定により、風景条例の今後のあり方について県当局より諮問されたものです。そこで去る3月8日に都市計画審議会専門委員会の委員4名と、当審議会専門部会委員でご欠席された濱崎委員を除く3名の委員により、事務局から示されました答申案について審議を致しました。

合同委員会ではかなり活発に議論が交わされましたが、大きな指摘事項としては4点ほどありました。

1. 滋賀県では風景条例という素晴らしい条例をもっているのに、「景観法」をさらに追い風として景観形成に取り組むことをもっと積極的に表現すること。
2. 風景条例と景観法は観点が違うことを明確に書くべきである。具体的には景観法は広域的な視点が抜けているが、風景条例では広域的な視点にたった景観形成が可能であること。
3. 滋賀県固有の広域的な景観を守るためには、「県土全体の景観に関するマスタープラン」の位置づけが非常に重要である。この点をもっと明確に記載すること。
4. 県は市町間の技術的助言や総合調整など重要な役割がある旨記載すること。

このような指摘事項を盛り込む形で、事務局案に修正を加え、景観審議会専門部会および都市計画審議会専門委員会の合同答申案として取りまとめを行いました。

答申案のポイントとしては3点あります。

1. 滋賀県固有の広域的な景観を守り育てるために、県と市町と協働によるマスタープランを策定し、風景条例の実績とその特性を踏まえさらに積極的な景観形成を推進すること。

2. 住民に身近な市町が景観形成の取組を進められるよう県として後押しを行い、多くの市町が景観法を活用できる景観行政団体となるよう積極的に同意を行うこと。
3. 県は市町や住民に対して、技術的助言や調整を行うとともに、景観行政団体とならない市町の区域については県は景観法を有効に活用し、風景条例とともにさらに積極的に取組を進めること。

合同専門委員会としては、この3点を骨格とした答申案を取りまとめましたのでよろしくご審議をお願いします。あと、補足説明として事務局より報告をお願いします。

事務局：

それでは答申案について朗読させていただきます。

(答申案朗読)

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

議長：

ありがとうございました。専門部会の委員の皆様には大変お忙しい中、都市計画審議会の専門委員の皆様との合同専門員会で答申案を取りまとめていただきありがとうございました。

それでは今までの報告もしくは答申案について御質問はございますでしょうか。

委員：

22ページの下から4行目で、景観形成地域とありますが、河川・沿道景観形成地区も必要なのではないですか。次に25ページの下の方の景観アセスメント制度についてですが、例えば大津市が景観計画区域の指定をすると、大津エリアは琵琶湖景観形成地域からはずれると思いますがどのように考えるのですか。また、その上の項目で、大規模建築物等の届出制度は適用除外にするとありますが、県は広域的、統一的な景観行政を進めるのであれば、市町の景観計画区域になった区域で、市町が別の色のものを認めるといったときにどうするのか、県として統一させるのかどうか。

事務局：

22ページの点については、地域だけでなく沿道や河川の景観形成地区も入っているので言葉を追加します。25ページの景観アセスメントについては、大津市部分は調整区域ではありませんので現在でも対象外になっています。近江八幡市は対象地域が出てくるので、景観行政団体になる場合の知事同意の際に、これまでの県風景条例よりも同等以上の景観計画を策定するよう協議をして同意しています。今後他の市町についてもそのようにしていきます。大規模の適用除外の理由は、大津市が景観計画を定めたら県と市と二重に届出が必要になるため、市町が主体的に取り組むという観点から、県は適用除外としようと考えています。色をどうするかについては、市町が県とは異なる色にすることは考えられなくはないですが、今後マスタープランを検討する際に検討していきたいと思います。

委員：

今後、市町にシフトしていったときに、県条例の広域的な観点を担保していきたいが、それができるか疑問に思います。また、公共のものに対しても担保するようにしてほしい。大規模建築物は影響が大きいので施策が必要です。景観アセスメントも今は琵琶湖景観形成地域内ですが、もっと広げてよいのではないかと。公共施設の大規模なものも考えるべきです。今後マスタープランの検討の中で考えてほしい。

事務局：

マスタープランの中で検討していきたい。

委員：

23ページで、景観計画区域内でも近隣景観形成協定はできるのですか。法の景観協定の方が厳しいので、近隣景観形成協定が多くなるのではないかと。近隣景観形成協定は3分の1は合意しない人がいるということになり、そこは守れなくなる可能性があります。どうしても重要なところで守らないといけないところは、県から景観協定の方にするように指導できないのですか。

事務局：

協定は県が指定するものではなく、住民がまちをこうしたいという形で上がってくるものです。全員合意ができる場所は景観協定を結んでいただきたい。近隣景観形成協定についても、これまで75地区で締結され、熱心に取り組んでいただいています。23ページの下から2行目に、県としては両制度の特徴を踏まえ、活用にあたっての考え方を示すことが望ましいと書いていますが、例えば開発される団地などで景観協定活用していただけますし、既存集落でも全員合意ができる場所は活用いただけますし、そこまで無理なところでは近隣景観形成協定を活用していただければよいと思います。その辺りの考え方を示していきたいと考えています。

委員：

16ページ、17ページあたりで言葉の使い方として、行政用語なのかもしれませんが、「望ましい」と書いてありますが、「重要である」と言いながら述語が「望ましい」というのは弱いのではないかと。うまくいかなければ仕方ないというニュアンスにもとれます。行政用語としてこういう使い方をするものなのか、もう少し強く言い切る言葉に代えても良いのではないですか。

事務局：

意図としては、市町が対象なので、県として強く言うのはどうかという思いがありますが、市町と県とは対等の立場であるという前提でどこまで書けるのか、会長とも相談して表現は検討します。

委員：

21 ページで一元化とありますが、実務は実際にはどうなるのか今考えがあれば教えてほしい。また県民への周知はどうしていくのですか。23 ページの協定は、これまでは建築協定の方が風景条例の近隣協定よりも上位法だったと思いますが、景観法ができて景観協定との関係はどうなりますか。

事務局：

一元化については、具体的には、琵琶湖景観形成地域などは法の景観計画区域にする、景観行政団体になった市町では、琵琶湖景観形成地域などをその市町の景観計画区域にしてもらう、近隣景観形成協定と景観協定は併存していきたい、と考えています。県民への周知については、景観計画を定める際には、法律に基づき公聴会等を開く必要があり、またそれとは別にパンフレット等による広報など今後検討していきたい。建築協定との関係は、上下関係ではなく、どちらも併存するもので、どちらも結んでもらって良いものです。また、今の委員のお話は具体的な制度が見えにくいという趣旨だったと思いますが、今回は今後の方向性を打ち出させていただくもので、今後のスケジュールとしては、この答申をいただきましたら、マスタープランづくり、風景条例改正案、景観計画案の作業を開始したい。その案についてはまた改めて審議会でもご議論いただきたいと考えています。

議長：

周知の仕方の点はどうか。

事務局：

今回答申をいただいたら、こうした方向性で県としては検討したいということについて関係市町はじめ関係者に説明したい。その中でマスタープラン案や風景条例改正案などについて議論いただくので、その中で周知が図れると考えています。

委員：

専門委員会でも具体的な今後のあり方については議論がありました。一元化の話と広域性の矛盾の問題が気になります。法と条例の権限、市と県の対等性の中で、マスタープランを作っていくにしても、景観アセスのことが一番大きいと思いますが、県の広域的な考えを守ってもらえる可能性があるのかが大きな問題です。今までの慣例ではなく、ある程度踏み込めればよいと思います。

事務局：

しっかり受け止めたい。市町に対して制度上あしろうしろとは言えない中で、一方、県として統一的な風景をどう守るのかということも重要であり、相反する面があり、市町との連携をどうとっていくかが最大の課題だと思います。マスタープランを作っていく中でどのように市町と連携を図り、共通認識を持つようにするのが大きいと思います。マスタープラン案については審議会でも御議論いただきたいと考えているのでよろしく

お願いしたい。

委員：
大津市は景観行政団体になってしまっていますが、これからマスタープランを作るという話はしていますか。

事務局：
しています。

委員：
景観審議会の位置づけは今後どうなっていくますか。

事務局：
審議会は何らかの一元化が基本ですが、今後風景条例の改正作業の中で検討します。

議長：
「承継効」という言葉が出てきますが、あまりなじみのない言葉で分かりにくいと思います。

事務局：
一般的な言葉ではないかもしれませんが。法律用語であり、その世界では知られた言葉ですが、新聞等で見られる言葉ではありません。専門委員会でもわかりにくいと指摘を受け、説明を追加しましたが、なお違和感があるということであれば、あえて「承継効」という言葉を使わなくてもよいのかと思うので検討します。

議長：
意見も出尽くしたようです。答申については本日の委員の皆さんの御意見を踏まえ、また都市計画審議会会長ともご相談の上、訂正を行うことについて私と事務局に一任いただければと考えておりますがよろしいでしょうか。

委員：
異議なし。

議長：
ありがとうございます。それでは了解をいただきましたので、本件については、所要の訂正を行い、後日滋賀県都市計画審議会と合同により滋賀県知事へ答申を行いたいと思います。それではこれで終了とさせていただきます。

事務局：（課長あいさつ）

それではこれで第 47 回景観審議会を終了します。ありがとうございました。

お問い合わせ先

滋賀県琵琶湖環境部 自然環境保全課 景観・自然環境企画担当(高山、水田)

電話：077-528-3480 FAX：077-528-4846 E-mail：dg00@pref.shiga.lg.jp